



ひとつひとつを  
みずぶ情報紙

みやぎNPOプラザ情報

2012 NOVEMBER

Vol.70

# One to One

## NPO法人会計基準導入への支援をスタート!

### NPO法人の会計に大きな変化

平成24年4月のNPO法改正に伴い、同年4月1日以降に開始した事業年度の事業報告書等の提出書類のうち、会計報告の書式が「収支計算書」から「活動計算書」に変わりました。これは、NPOの信頼性向上のためにNPOのための会計基準が必要と、全国の



会計の専門家とNPO支援組織が集まって、2010年7月に策定したNPO法人会計基準が採用された成果です。また、法改正を受け、内閣府や所轄庁のNPO法人の手引き

なども改訂が進み、各手引きにおいても、注記の記載などNPO法人会計基準に沿った会計報告の方法が紹介されています。

この会計に関わる大きな変化に、今後、NPO法人の間で対応に戸惑う団体が増えることが予想されます。宮城県や仙台市などのホームページでは、平成23年度の事業報告が公開され始めていますが、実際にNPO法人会計基準に準じて「活動計算書」で報告している団体は数えるほどであり、これから活動報告書への移行に際して、何らかの支援が必要と想定されます。

### NPO法人に寄り添った支援を展開

宮城県では、新しい公共支援基盤整備事業を活用してNPO法人の会計支援として、NPO法人会計基準に沿った会計講座

の開催、ならびに企業や団体での会計実務経験を持つ会計サポーターの育成と派遣を行います。すでに、9月から仙台市で、10月から石巻市と大崎市で会計サポーター養成講座がスタートしており、平成25年1月からNPO法人への会計サポーターの派遣を予定しています。会計サポーターは、団体の事務所等に訪問し、会計担当者に対して、日々の会計業務の指導や、会計ソフトの活用支援、新しい会計基準に沿った決算書の作成支援などを行います。

会計サポーターの派遣は、NPO法人会計基準導入の支援が前提となっており、団体に兼任であっても会計担当者がいることが条件となっています。これまで各地で講座を開催してきましたが、今後、11月に大崎市、12月に仙台市で「NPO法人会計基準理解講座」を開催します。会計サポーターの派遣を希望する団体は、原則として講座を受講した団体を対象としますので、まだ受講していない団体はご参加ください。

平成24年度は、講座ならびに会計サポーター派遣は、どちらも無料のサポートになっていますので、現在、会計担当者が不在の団体は、この機会に会計業務の体制を整備し、年度末の決算に取り組みましょう。



### 今こそ学ぼう! NPO法人会計基準理解講座

今年4月から施行されている特定非営利活動促進法改正では、NPO法人の会計書類がそれまでの「収支計算書」から「活動計算書」へ変更になりました。NPO法人会計基準を理解して、信頼されるNPOへの第1歩を踏み出しましょう!

#### 【大崎会場】

日 時：11月16日(金) 13:30~16:30  
会 場：大崎市市民活動サポートセンター  
講 師：板倉幸子氏(税理士/NPO法人会計基準専門委員)

#### 【仙台会場】

日 時：12月12日(水) 13:30~16:30  
会 場：みやぎNPOプラザ  
講 師：瀧谷和隆氏(税理士/NPO法人会計税務専門家  
ネットワーク理事・事務局長)

#### 【共通事項】

対 象：宮城県内のNPO法人・市民活動団体 など  
定 員：各会場20名(申込先着順)  
参加費：無料

#### 【主 催】宮城県

【申込・問合せ先】NPO法人杜の伝言板ゆるる  
TEL:022-791-9323 FAX:022-791-9327  
E-mail:npo@yururu.com

9/12  
開催報告

# NPO支援センター研修 「徹底比較!NPO法人と社団法人の違い」

## 非営利活動のための法人格の多様化

みやぎNPOプラザ主催のNPO支援センター研修「徹底比較!NPO法人と社団法人の違い」が、9月12日(水)開催され、県内各地からNPO支援センタースタッフや行政職員が集まりました。講師は、全国のNPO会計・税務の支援で活躍中の税理士の脇坂誠也さんです。

平成20年12月に新しい公益法人制度が施行され、この新公益法人制度によって、この制度の影響を直接受ける、既存の財団法人、社団法人、中間法人はもちろんのこと、社団の影響下にあるNPO法人にも波紋が広がっています。新たに社会的な課題の解決に取り組みたいと考えている人達が、様々な法人形態ができたため自分がどの法人格を選択したらいいのかわかり、NPO支援センターや行政の窓口へ相談する件数も増加しています。そこで、相談者が事業内容や理念が実現しやすい法人格を選択できるための支援が行えることを目指し、NPO法人と新公益法人制度における社団法人への理解を深めるため、本研修を開催しました。

## 設立や運営はNPO法人より簡易な社団法人 (or 公益のみを目的としない社団法人)

この新公益法人制度によって、法人格を持って非営利活動を行うための選択肢が増えました。非営利法人は『公益(構成員の利益を目的としているもの)』と『公益(不特定多数の者の利益)』を目的としているものに分けられます。新しい制度では、一般社団法人のうち、第三者機関である【公益認定等委員会】に公益性を認められた法人は公益社団法人となることができます。NPO法人や公益社団法人



▲講師を務めた、税理士の脇坂誠也さん

一般社団法人のうち、第三者機関である【公益認定等委員会】に公益性を認められた法人は公益社団法人となることができます。NPO法人や公益社団法人

は「公益を目的とした法人」に限定されますが、一般社団法人は「公益を目的とした法人」でも「公益を目的とした法人」でも、設立が可能です。

NPO法人の設立には所轄庁の認証が必要となり、設立後も事業報告や会計報告などの情報公開が必要になりますが、認証費用はかかりません。法人税については、原則としては課税されませんが、法人税法に定める収益事業を行っている場合には、その収益事業部分については課税の対象となっています(収益事業課税)。

一方、一般社団法人は定款を作成し、公証人役場で定款の認証を受ければ、管轄の法務局へ登記申請をして設立することができます。情報公開は不要ですが、認証費用として約5万円、登記をするたびに登録免許税が課税され印紙代6万円が必要です。法人税については「非営利性が徹底された法人」及び「公益活動を目的とする法人」にはNPO法人同様に収益事業課税が適用されますが、それ以外の一般社団法人は、会費や寄付金も含めすべての所得に対して課税されます。

## NPO法人に寄り添った支援を展開

法人格の選択基準は、設立時の簡便さや費用だけではなく、これから行う活動は、誰のために、何のために行う活動かが一番重要なポイントになります。また、将来的に税制面で優遇されている認定NPO法人や公益社団法人を目指すのであれば、どちらが自分たちにとって適しているのか、メリットがあるのか、といったことも念頭に置いて、それを見据えた法人格の選択が必要になります。



## ■ NPO法人と一般社団法人の比較

|                    | N P O 法 人                     | 一般社団法人                                 |
|--------------------|-------------------------------|----------------------------------------|
| 定款認証と費用            | 所轄庁の認証が必要(費用は無料)              | 公証人の認証が必要(費用約5万円)                      |
| 設立登記と費用(登録免許税)     | 非課税                           | 課税(印紙代として6万円)                          |
| 社 員                | 10名以上                         | 2名以上                                   |
| 役 員                | 理事3名以上、監事1名以上                 | 理事1名以上、監事は置かなくてもよい                     |
| 情報公開               | 事業報告書等一式を所轄庁へ提出<br>事務所にも保管    | 不要                                     |
| 法人税・法人住民税<br>法人税割等 | 収益事業のみに課税                     | 全所得に課税(ただし、非営利徹底法人、公益活動目的法人は収益事業のみに課税) |
| 法人住民均等割            | 収益事業を行っていない場合には免除申請を<br>すれば免除 | 収益事業を行っていない場合には免除申請を<br>すれば免除(宮城県)     |

# 宮城県「NPO法人ガイドブック管理と運営版」の改訂活動が伝わるNPO法人の事業報告書へ

NPO法人は、毎事業年度終了後3か月以内に事業報告書や決算に関する書類等を作成し、所轄庁へ提出するとともに、事務所に据え置かなければなりません。所轄庁は、提出された資料を市民が見られるように公開し、NPO法人の事務所では、社員や利害関係人等から請求があれば閲覧に応じる義務があります。これは、NPO法が精神が情報の公開を通して、広く市民の理解と信頼を得て、活動の意義に共感し、支援・参加をしてもらう目的からです。

このようにNPO法人制度の根幹をなす仕組みである事業報告書に関し、多くの所轄庁が手引きやガイドブックに載せている記載例は、事業ごとに「事業名」、「事業内容」、「実施日時」、「実施場所」、「従事者の人数」、「受益対象者の人数」、「事業費」を枠表形式でA4用紙1枚にまとめたものです。この形式は簡潔に記載できるため、作成するNPO法人にとって事務の負担が軽くなり、所轄庁にとっては、定款の事業と合っているか、決算書類の事業費の決算額を合っているかなどの照合を行いやすい利点があると思われます。

しかしながら、市民の理解と信頼を得るための情報公開、そして、認定NPO制度改正などの寄附税制の拡充などによって市民の寄附を集め、「新しい公共」を推進していくという観点からすれば、そのNPO法人が使命達成に向けてどのような事業を行い、どのような成果が得られたのか、総会や理事会の開催など運営体制、役職員や会員の状況、ボランティアの参加状況などが市民に伝わる事業報告書が望まれるものと思われます。

こうしたことから、今年8月に改訂した宮城県の「NPO法人ガ

イドブック 管理と運営版」では、次の項目に沿って自由に記載していただく例に改めました。あくまでも記載例であり、次のとおりに記載しなくとも結構です。



## ① 事業の成果

法人の目的、そのため行った主な事業及び得られた成果などを記載

## ② 特定非営利活動に係る事業に関する事業

事業ごとに内容や開催回数、参加人数などの詳細を記載

## ③ その他の事業の実績

定款に掲げている場合、その他の事業の詳細な実績を記載

## ④ 実施体制等に関する事項

総会や臨時総会の開催・議事内容、理事会及び監査の開催状況、会員の人数、役員や職員の人数、事業運営にかかわったボランティアの状況、ホームページやブログなどの情報発信状況を記載

## ⑤ その他

1～4の項目のほか、必要な事項を記載

CHECK!!

NPO法改正によって今年4月から所轄庁となった仙台市も、諸手続の手引きの中で事業報告書の記載例について、「必ずしも枠表形式である必要はなく、例えば事業名毎に各項目を記載する文章形式でもかまいません」としています。宮城県も、仙台市も、閲覧のため用紙サイズは指定していますが、紙の枚数などは自由としています。NPO法人の目的、事業の実施状況、その実施体制などが読む人に分かりやすく伝わるよう、各法人が創意工夫を凝らして事業報告書を作成することが何より大切なポイントになります。

## 認定NPO法人申請実践講座

### 新しい公共支援事業

昨年6月のNPO法改正を受け、租税特別措置法に基づく従来の認定NPO法人制度（認定機関は国税庁長官）に代わり、今年4月からNPO法に基づく新たな認定制度がスタートしました。新制度では、NPO法の所轄庁が認定機関とされ、宮城県内のNPO法人の場合、事務所が仙台市のみ場合は仙台市、それ以外は宮城県が申請先になります。

旧制度によって認定を受けた宮城県内のNPO法人は3団体しかなく、今年4月1日時点における県内のNPO法人数647の0.5%にも達していませんでしたが、東京の国税庁から地元の所轄庁に申請先が変更され、今後は、認定NPO法人や新たに制度化された仮認定NPO法人の増加が期待されています。11月1日現在、宮城県、仙台市とも新制度による認定・仮認定は未だありませんが、徐々に相談が増えつつあり、遠くない時期に新

制度による認定NPO法人、仮認定NPO法人が誕生するものと見込まれます。

昨年度から宮城県は、新しい公共支援事業の一環として、NPO等の活動基盤の整備に資する委託事業を中間支援組織から公募し、新たな認定制度の普及に関する業務を採択してNPO法人や税理士・公認会計士を対象とした各種講座を開催しています。今年度のNPO法人向け講座として9月に開催した「第1弾!認定NPO法人申請実践講座」は、仙台市の6団体、仙台市以外の9団体、合計で15団体が受講し、現在、受講団体のうち5団体が仮認定を、6団体が本認定を目指して申請準備を進めているようです。

11月にも、1日に「めざせ!認定NPO法人講座」、10日と23日に「申請第2弾!認定NPO法人実践講座」を無料で開催し、認定等を目指すNPO法人を支援していきます。

### 第2弾!認定NPO法人申請実践講座

日 時：11月10日(土)13:30～19:30

11月23日(金・祝)10:00～17:00<連続講座>

会 場：【11/10】みやぎ婦人会館 【11/23】みやぎNPOプラザ

講 師：脇坂誠也さん(税理士・中小企業診断士)

定 員：宮城県内のNPO法人先着25団体(両日参加できる方)

主 催：宮城県

申込・問合せ：NPO法人杜の伝言板ゆるる

TEL:022-791-9323 FAX:022-791-9327

# みやぎNPOプラザ information

2012.11月  
～2013.1月

●申込:講座・専門相談は要予約。所属団体・参加者氏名・連絡先・電話・FAX番号・質問事項をご記入のうえ、FAX・メール・電話にてお申込み下さい  
●主催:宮城県(みやぎNPOプラザ) ●企画・実施:特定非営利活動法人杜の伝言板ゆるる

## NPOのための会計・税務講座

### 「知らなかった」じゃすまされない! NPOの法人税講座

NPO法人であっても、税法上では課税対象となる事業を行えば、企業と同じように法人税が課税されます。この講座では、法人税のしくみから申告まで分かりやすく解説します。

- 日 時:1月24日(木) 13:30～16:30
- 講 師:平野由紀子さん(税理士、東北税理士会仙台北支部所属)
- 対 象:NPO・市民活動団体の代表、スタッフ、会計担当など
- 定 員:20名(申込先着順)
- 資料代:1,000円

## NPOマネジメント講座

### NPO法改正に伴い定款変更が必要? NPO法人のための定款変更講座

NPO法改正に伴い定款変更が必要になったことを知っていますか?知らなかった!知ってはいただけで何から手をつけていいのかわからない…この講座で定款を再確認してみませんか?

- 日 時:1月18日(金) 13:30～15:30
- 講 師:大久保朝江(NPO法人杜の伝言板ゆるるの代表理事)
- 対 象:NPO法人の代表理事・事務局・総務担当の方
- 定 員:20名(申込先着順)
- 参加費:800円

## NPOのための専門相談

### ■会計・税務相談 →11/29(木)、12/13(木)、1/17(木)

日々の会計業務から決算書作成や税金のことなど、NPO会計に詳しい税理士が、ご相談をお受けします。

◎相談対応:【11/29】成田由加里さん(公認会計士、税理士)  
【12/13、1/17】平野由紀子さん(税理士)

### ■経営相談→12/20(木)

地域の新しい価値創出の取り組みのプロデュースに定評のあるマーケティング・コンサルタントがアドバイスします。

◎相談対応:近江美保さん(株式会社クレア代表取締役)

### ■法人設立・団体運営相談 → 毎週水曜日

NPO法人の設立に関することや、NPOの運営について、お気軽にご相談ください。

◎相談対応:大久保朝江(みやぎNPOプラザ館長)

- 時 間:13:00～17:00(相談時間:1団体1時間程度(定員3団体))
- 申込方法:要予約。所属団体・参加者氏名・電話・FAX番号・質問事項をご記入のうえ、FAX・メール・電話にて下記連絡先までお申し込み下さい。
- 申込締切:開催日の6日前

## みやぎNPOプラザ NPOフォーラム2012 開催

日 時:平成24年11月18日(日) 10:00～16:30  
会 場:みやぎNPOプラザ(仙台市宮城野区榴ヶ岡5番地)

みやぎのNPOがさらに元気になり、市民がNPOをもっと身近に感じられる社会を目指し、今年もNPOフォーラムを開催します。「NPOってどんなことをしているの?」という方から、長年NPO活動に取り組んでいる方まで、誰でも気軽に参加できるプログラムがいっぱいです。

▶NPOのためのFacebook活用講座  
Facebookで広報活動大作戦!! (10:00～12:00)

▶パネルディスカッション あのNPOリーダーに聞く!  
NPOの組織運営のコツ (13:00～15:00)

▶大交流会 (15:30～16:30)

▶みやぎのNPOひろば (各会議室)

▶NPOのお店コーナー (ショップスペース)

プログラム

※プログラムの詳細は、みやぎNPOプラザ設置のパンフレット、またはみやぎNPO情報ネットでご覧ください

## ■新規のNPO法人認証団体

### 宮城県のNPO法人数 681団体 (平成24年10月10日現在)

宮城県等所轄304団体 仙台市所轄377団体  
※解散、所轄庁変更、認証取消、認証撤回した団体を除く

|     | 団 体 名         | 所在地    | 活 動 内 容                                           | 認証日  |
|-----|---------------|--------|---------------------------------------------------|------|
| 宮城県 | 日本ナチュラル療法学院   | 登米市    | 整体師及び生活習慣病の予防について指導できる人材の育成事業等                    | 9/21 |
|     | 樺の島21世紀プロジェクト | 気仙沼市   | 気仙沼地域の経済活動の活性化を図る活動に関する事業を行う                      | 9/27 |
|     | りふスポーツクラブ     | 宮城郡利府町 | 利府町民に対する、健康増進、地域コミュニティの促進、豊かな高齢社会の創造、青少年の育成に関する事業 | 10/1 |

|       | 団 体 名   | 所在地 | 活 動 内 容                                                | 認証日  |
|-------|---------|-----|--------------------------------------------------------|------|
| 仙 台 市 | みんな一書   | 泉区  | 書初め展の開催、WEBサイト・書人ネット運営、パフォーマンス・イベント開催、ワークショップ・セミナー開催 等 | 8/30 |
|       | 時楽堂     | 泉区  | 高齢者生活・健康支援事業、高齢者生活文化・芸術文化支援事業、高齢者交流活動支援事業              | 8/30 |
|       | 匠の右腕    | 泉区  | 大工職人を育成するための研修技術訓練の企画運営事業、伝統的な木造建築に関するイベント・セミナーの開催事業 等 | 9/12 |
|       | 子どもの村東北 | 青葉区 | 子どもの村の建設・運営事業、社会的養護の子どもと家庭への支援及びシステムの研究開発事業 等          | 9/20 |
|       | みんなえがお  | 若林区 | 障害福祉サービス事業所の経営                                         | 10/1 |
|       | かえる     | 太白区 | 介護保険法に規定するサービスの提供及び受託事業、障害者自立支援法に規定する障害福祉サービス事業等       | 10/1 |

One  
to  
One

発 行 日:2012年11月1日  
発 行:宮城県民間非営利活動プラザ(みやぎNPOプラザ)  
発行部数:3,000部  
編 集:特定非営利活動法人杜の伝言板ゆるる  
編集スタッフ:甲山知苗 清野利之

【お問い合わせ】  
〒983-0851 宮城県仙台市宮城野区榴ヶ岡5  
TEL:022-256-0505 FAX:022-256-0533  
E-mail:npo@miyagi-npo.gr.jp  
URL:http://www.miyagi-npo.gr.jp

2012 NOVEMBER  
vol.70

「One to One」は、県内各地でのさまざまなNPO活動により、ひととひとが信頼でつながって、よりよい市民社会が形成されるよう願いを込めたニューズレターです。